



錦絵「稻妻雷五郎土俵入」

稲敷市立民俗資料館蔵

目 次

- ① 特別展 「すもう今昔」展示紹介
- ② 「一橋徳川家のひなまつり」展示紹介 歴史教室御案内
- ③ 鎧（よろい）の試着体験ご利用案内
- ④ 史料紹介「関東管領山内上杉氏家臣 兵部少輔元口書状」
- ⑤ 事業報告
 - ・特別展「縄文のムラ 弥生の村」
 - ・「歴史館まつり」
- ⑥ 史料紹介展「鹿島神宮文書」展示解説用パンフレット
- ⑦ 歴史館まつりシンポジウム「中世東国における内海世界」報告

特別展 「すもう今昔」

…ひ もと 日の本を踏みかたむるは相撲かな…

会期:平成19年2月3日(土)~3月21日(水)

相撲は国技ともよばれ、多くの日本人に愛され続けています。その歴史は古代から現代まで連綿と続き、興行として行われている大相撲以外にも、一般の人々の生活と深く結びついた相撲行事が数多く存在します。日本人にとっての相撲は、地域を代表する力士が激突する「競技」であるとともに、その美を愛する「芸能」であり、神意を占う「祭儀」でもあったのです。

本展では、相撲の歴史や相撲行事に関する多くの分野にわたる資料を展示し、日本人にとっての相撲の意義を紹介します。また、本県出身の名力士や県内各地に残る資料、奉納相撲の記録ビデオ上映等を通して、本県と相撲の深いつながりを紹介します。会場は、次のような三部構成です。

第一部 相撲とは？

土俵上での力士の所作には、「四股を踏む」「水で口をすすぐ」「塩をまく」等いろいろなものがあります。それはみな、相撲が単なる力くらべの競技ではないことを示しています。地を鎮め、災厄を除き、豊作を祈って行われた相撲の意義を現在に伝えているのです。

まず、「相撲は何のためにとるのか？」といった素朴な疑問をとりあげ、本展のテーマを考える手がかりとします。



国技館における「土俵祭」

第二部 すもう今昔…相撲の歴史と民俗…

日本人は、古代から現代まで途切れることなく、相撲と深い関わりを持ち続けてきました。神話で語られる神々の力比べ、古墳時代の力士埴輪、奈良・平安時代の相撲節会、江戸時代の勧進相撲など、約千五百年に及ぶ相撲の歴史を概観します。また、歴史の各場面で生み出された相撲に関する行事や人形・玩具など、庶民の生活にとけ込んだ相撲文化を紹介します。

歴史は時代順に、文化は項目ごとに資料を展示します。



「力士埴輪」(泉崎資料館蔵) 伏見人形「角力土偶」(個人蔵)

第三部 茨城のすもう

茨城県出身の第7代・稻妻雷五郎(江戸期・稲敷市出身)、第19代・常陸山谷右衛門(明治・大正期・水戸市出身)、第34代・男女ノ川登三(昭和期・つくば市出身)の三横綱を中心とした郷土力士や名行司として名高い立行司・第十九代式守伊之助(昭和期・ひたちなか市出身)の足跡を紹介します。

また、延方相撲(潮来市)・化蘇沼稻荷相撲(行方市)・鹿島神宮相撲祭(鹿嶋市)等の県内各地の相撲行事を、実物資料・写真・ビデオ等で紹介します。



「延方相撲」(潮来市)

… 関連行事 …

講演会…2/18(日) 杉山邦博氏(日本福祉大学生涯学習センター長、客員教授、元NHKアナウンサー) 定員200名申し込みしぬり 2/2

「大至の相撲甚句」鑑賞会…3/4(日) 下家義久氏、大至伸行氏 定員200名
申し込みしぬり 2/16

申し込み方法

往復はがきに参加希望行事名・住所・氏名・電話番号を明記の上、教育普及課までお申し込みください。(1人1枚 申し込み多数の場合抽選)

すもうミニ講座&展示解説

2/11(日) 24(土) 3/11(日)

定員200名(参加自由)

特別展「すもう今昔」同時期開催

「一橋徳川家のひなまつり」展

平成19年2月3日(土)~3月21日(水)



一橋徳川家は、寛保元年（1741）、8代將軍吉宗の4男宗尹が、江戸城一橋門内に邸をあたえられたことに始まります。田安・清水とともに「御三卿」と称され、將軍家と最も近い関係にありました。この一橋家に伝來した人形は、歴代夫人や、姫君たちの遺愛の品とも伝えられるもので、家格の高さを示すみごとなものです。

雛人形では、家柄を反映した有職雛を中心として、次郎左衛門雛、享保雛などの名品が含まれます。なかでも伏見宮家から嫁がれた東明宮直子（徳信院）の雛道具は、この宮の婚礼調度を模した豪華なものです。また、御所人形では、吉祥を内容とする能や史上の人物に取材した見立てと称する着付けの人形に、多くの優品が認められます。

平成18年度第4回歴史教室

「明治農政と茨城県農会」

平成19年1月20日(土)午後2時から
県立歴史館 講堂 参加料無料 先着順
講師 県立歴史館 史料部長 安典久

「富国強兵」をスローガンに掲げた明治政府にとって、国富の大半を占める農業の生産力問題は、国家の存亡に関わる重要な事でした。初期に導入を試みて失敗した西欧の大農法にかわって、伝統的な老農（ろうのう）の技法に西欧の科学技術を加味した、いわゆる農事改良を基調として明治の農政は進展しました。その実践団体として農会の結成が奨められ、系統農会の組織が国中に張り巡らされていきます。茨城県での農会の誕生は明治23年、明治31年に系統農会が成立しました。その過程を「茨城県農会報」により跡づけ、農会が果たした役割や歴史的意義を考えます。

体験学習用甲冑を購入しました

「学校教育などで活用を！
希望受付中」



当館には、児童生徒の体験学習用の甲冑が2領あります。ともに戦国時代をイメージした現代の甲冑であり、本物より軽めに造られています。それでも、できる限り当時の材料が用いられています。

初のお披露目は、8月20日の歴史館まつりの時でした。幼稚園児から小学生、中学生まで100名以上の皆さんのが着用しました。保護者や当館の職員も手伝いながら、1人5分くらいの時間で着装できました。

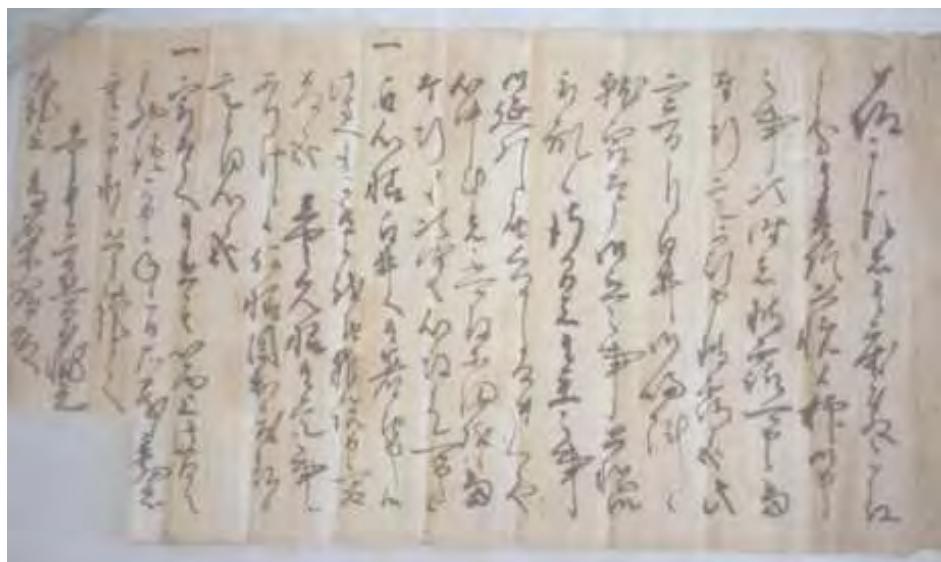
どの方も、カメラの前でポーズをとったり、周りの人たちに見せたり、楽しい体験でした。一方予想以上に重く感じられた方も多く、はずした後に大きくため息をついたり、「重かった」という率直な感想を寄せるなど、人が甲冑を付けていた時代を実感できました。

この甲冑は、今後も歴史館まつりなどの体験コーナーでも活用していくますが、これとは別に、学校教育の場でも活用して頂きたいと思いますので、ご希望がございましたら、ご連絡頂きたいと思います。（個人でのお申し込み、営業等はご遠慮ください。）

所蔵史料紹介 関東管領山内上杉氏家臣・兵部少輔元 書状

茨城県立歴史館史料部では、茨城県の歴史の根本史料となる『茨城県史料』(全37冊)を刊行してきました。中世編では計6冊が刊行され、そのうちのからまでの3冊が県内所在文書を扱い、には行方市手賀の鳥名木家の所蔵する「鳥名木文書」計41点が載せられています。また鳥名木文書は、平成5年に当館に寄託され、管理が行われています。鳥名木文書は鳥名木村を本拠とした東国の村落規模の武家文書として著名です。

ただ残念ながら、『茨城県史料』本では、刊行時に2点の文書が未採録で、ここではそのうちの1点を紹介したいと思います。室町時代の東国政治史に新たな知見をもたらすものです。



如仰、其後者御床敷令存候処、御音信恐
悦候、抑御申之事、次時者披露可申候、
当奉行定可被申披露候哉、此二三日自白
井御帰陣候、就完戸御立之、恐悦候、取
乱候彼間者、御参之事御延引候共、くる
しなき候哉、心中斗者不可存、子細儀も
当奉行ニモ次時者心得候て、可申候、

一、白心様、白井へ御着由申候、此方へモ
可有御越由、雑説申候、可為如何候哉、し
やうくん様御定之事ニありけニ候、何様
目出度存候、定御同心候哉、

一、完戸へ御立候者、以面上此間之御物語
可申承候、大慶候、委細者重申承候、恐々
謹言、

十一月十三日 兵部少輔元
謹上 鳥名木入道殿

本文書は、姓と名前の一文字が不明ですが、「兵部少輔元」なる人物から、鳥名木入道に宛てられた書状です。鳥名木入道とは当時の鳥名木家当主国義のことで、室町時代関東一円を支配した鎌倉公方の補佐役である関東管領山内上杉氏の被官となっていました。発給者「兵部少輔元」なる人物は、山内上杉氏の家臣の一人で、鎌倉にいた奉行人と思われます。発給された時期ですが、「十一月十三日」の日付のみで、年次が分かりません。しかし文書の内容から推定ができます。それは傍線部の「しやうくん様御定之事ニありけ二候、何様目出度存候」とある点からです。兵部少輔元は「しやうくん」(將軍)の決定を鳥名木国義に伝え、目出度いことと述べています。

室町將軍で11月13日直前にその位に就いた人物としては、7代將軍の足利義勝がいます。嘉吉2年(1442)11月7日のことです(『康富記』など)。京都から鎌倉への情報が数日かかったとすれば、13日の日付は最も適当です。前年の嘉吉元年6月、6代將軍義教が嘉吉の乱で横死したため、幕府は混乱し、將軍位も空位のままでした。それゆえに目出度いことと述べているのでしょう。ここから本文書は嘉吉2年のものと判明します。

つぎに、東国政治史の新知見となる点を述べましょう。永享の乱(1438~39)・結城合戦(1440~41)後の、鎌倉府(鎌倉公方 関東管領)の政治動向です。鎌倉府は永享の乱以前から鎌倉公方と関東管領の対立があり、結果、公方足利持氏は永享の乱で自殺し、その子春王丸・安王丸は結城合戦後処刑され、子の一人万寿王丸は信濃佐久の大井持光のもとに匿わっていました。関東管領上杉氏が実権を握ったのです。

その政治過程について、傍線部の「と」から新しい事実がわかります。

まずですが、ここで兵部少輔元は、本文書を出した二、三日後に、誰かが「自白井御帰陣候」と、鳥名木国義に伝えています。「帰陣」つまり合戦の陣所である「白井」を引き払って帰ってくるということです。主体は誰でしょうか。「御」と敬称が付けられており、また兵部少輔元の居る鎌倉へ帰ってくるという意味とされますので、当時の山内上杉氏の当主と考えるのが適当です。関東管領山内上杉氏の当主は、有名な上杉憲実の弟上杉清方でした。では陣所を敷いた「白井」は何処でしょうか。山内上杉氏関係で「白井」といえば、上野白井(群馬県子持村白井)が思い浮かびます。上杉氏家臣の白井長尾氏の居城のあった地です。つまりこの部分からは、嘉吉2年11月中旬まで、何らかの合戦、もしくは軍事的緊張があって、山内上杉氏は軍勢を率いて上野白井城に在陣しており、おそらくその問題が解決したため鎌倉へ帰陣する事態になったと考えられます。この点が従来知られていなかった新事実です。この軍事的問題の存在とその解決という推測は、つぎの下線部の理解に関わってきますので、見てていきましょう。

では、この時期に「白心様」なる人物が、右の白井に到着した、そして「此方」(鎌倉)にも「御越」(やってくる)するという「雑説」(噂)があるということを、鳥名木国義に伝えています。「白心様」の白井到着と、山内上杉氏の白井から鎌倉への帰陣は密接な関係があると思われます。この点で、「白心様」なる人物は誰か、白井へやってきた理由は何かという点の理解が重要です。

「白心様」とは、この時期に同音で「柏心周操」なる禅僧がいます。臨済宗夢窓派の五山僧で、永享9年（1437）京都相国寺の第49世に就き、同11年、室町幕府と東国鎌倉府の外交交渉役である関東使節に任命された人物です。永享の乱（1438～39）では、鎌倉公方足利持氏の処分問題で、將軍義教の意を当時の関東管領上杉憲実に伝える役割を担っています。上杉氏の陣所の上野白井へ来て、さらに鎌倉まで来ると噂されている点、さらに「様」付けされ「御越」と敬称が付けられて点から見ても、この人物に間違いありません。

では白井へやって来た理由は何でしょうか。これは白井への到着と同時に上杉方軍勢の帰陣となった理由とおそらく密接に関わる問題だと思います。ここで問題となるのは、関東管領山内上杉氏が上野白井へ在陣した理由です。考えるヒントは、永享の乱・結城合戦直後の関東の政治状況にあります。

鎌倉公方持氏やその二人の遺児の死後、鎌倉府の実権は、京都の幕府をバックとする関東管領山内上杉氏に握られていきました。しかし信濃佐久に匿わっていた遺児の一人万寿王丸（のちの足利成氏）は、結城合戦（1440～41）直後の嘉吉元年（1441）7月に、早くも反上杉氏の軍事行動を開始しようとしていたのです。このときの軍勢催促状が『角田石川文書』の中に残されています。しかし従来は、この決起が実際に行われたものかは不明であり、掛け声のみであったのではないかと、否定的に見られてきました（百瀬今朝雄「足利成氏の幼名」『日本歴史』414号）。

しかし本文書からうかがえる新事実の一つ、嘉吉2年11月前の、山内上杉氏の上野白井在城の事実は、そのような従来の見方を見直させるものです。万寿王丸の潛んでいた信濃佐久とこの上野白井は比較的近接する場になります。ここから、万寿王丸の反上杉氏軍事行動は実際に行われたものであり、翌年のこの時期まで継続していたのではないか、と推測することが可能となります。

この見方を補強するのが、本文書から分かる新事実のもう一つ、関東使節柏心周操の動向です。柏心周操は京都から上野白井へ向かうとき、どのルートをとったのでしょうか。兵部少輔元は、柏心周操が上野白井からさらに鎌倉へ向かうとの噂があると述べていますが、これは、鎌倉のある東海道ルートではなく、東山道ルートをとったことを暗示します。その点で何よりも注目されることは、万寿王丸が潜んでいた信濃佐久がこのルート上に位置することです。当時の政治状況からすれば、間違いなく佐久の万寿王丸の元に柏心は立ち寄ったのではないでしょうか。それも、様子伺いなどという程度ではなく、立ち寄って何らかの幕命を伝えること、それこそが本来の使命であったのではないか、その結果を得て上野白井への到着があり、上杉方軍勢の帰陣する事態になったのではないか、ということです。

この時期の室町幕府は、嘉吉の乱の混乱を乗り越え、7代將軍義勝を擁立する直前で、東国の政治的混乱にも介在する余地が生まれていました。この時幕府の中核を担っていた管領の畠山持国は、のちに成氏（万寿王丸）が鎌倉公方に復権したとき、親派として行動

した人物でもあります。幕府がそれまでの反万寿王丸の姿勢を改めたという可能性があるのです。つまり関東管領山内氏に反旗を翻す万寿王丸に、幕府が宥免を与え、関東管領上杉氏との融和、ひいてはその背後にある幕府との融和を図った、その使命を関東使節の柏心周操が担った、それゆえに柏心は上杉方の陣所白井へ行く必要もあり、上杉氏軍勢の帰陣という事態にもなった、という想定です。万寿王丸が鎌倉公方として復権してくる（「御代始」）のはそれから間もなくのことでの、この想定を補強します。

中世文書、とくに東国の文書はその残存が僅少で、このように新たな文書が見出された場合、そこより知られる情報はきわめて貴重です。とくに鳥名木文書中の山内上杉氏家臣からの書状は、中世東国政治史に貴重な情報を数多く持っています。『茨城県史料』には未採録であった鳥名木文書のこの1点からは、中世東国政治史、とくに嘉吉2年段階の、幕府 鎌倉公方 関東管領三者をめぐって展開したこのような政治史の新事実が分かるのです。

歴史館史料部では、このような貴重な史料を含め約17万点の歴史資料を公開しています。多くの方に活用されることを願っています。

（本文の詳細は内山俊身「鳥名木文書による室町期東国の政治状況」『茨城県立歴史館報』31号に述べられています。あわせてご参照ください）

（首席研究員 内山俊身）

今年度終了した事業のご報告

平成18年度特別展

特別展「縄文のムラ 弥生の村」

平成18年9月30日～11月19日

今回は、火焔型土器や銅鐸などの国宝が11点展示され、見応えのある展示会となりました。11,000名近くの来館者をお迎えし、大変好評裏に終了することができました。また、会期末には園内の銀杏並木やもみじなどの紅葉が見事で、特別展とあわせてお楽しみいただけました。



資料紹介展「鹿島神宮文書」 中世の鹿島神宮と常陸の武家

平成18年10月21日～11月13日

資料がございますので紹介します。

歴史館まつり 8月20日(日)の様子



鹿島神宮文書

—中世の鹿島神宮と常陸の武家—

平成18年10月21日（土）～平成18年11月13日（月）

はじめに

当館には鹿島神宮が所蔵する「鹿島神宮文書」（全18巻）が寄託されています。「鹿島神宮文書」は全18巻の巻子に表装・成巻され、中世文書を中心とする約250点の文書が収められています。中世より近代にいたる文書群は、千葉県の「香取神宮文書」とならんで関東神社関係文書の双璧です。

藤原摂関家と結びついて発展した鹿島神宮は、中世になると武家の精神的な拠り所となります。治承4年（1180）、源頼朝は常陸国府を掌握した後、金砂合戦で佐竹氏を破り、常陸国をほぼ支配下におきました。「武家護持の神」として厚く鹿島神宮を信仰していた頼朝は、大窪郷（日立市）や橘郷（行方市、小美玉市）などを同社に寄進しました。古代より国衙との結びつきも強く常陸國一宮としての権威を誇ってきた鹿島神宮を、東国における信仰の中心として存続させるための保護政策でした。以後、中世を通じて、鹿島神宮の祭神である武甕槌神は武神として多くの武士の尊崇を集めました。そのため、「鹿島神宮文書」には源頼朝下文、足利尊氏御教書、関東下知状など武家関係文書が豊富に収められています。この史料紹介展では、「鹿島神宮文書」の中から、中世の鹿島神宮と常陸国の武家との関わりを示す史料を中心にパネル展示をしました。展示史料は（1）鹿島神宮の祭礼と常陸平氏、（2）鎌倉幕府の成立と鹿島神宮、（3）鹿島神宮領と行方の地頭たち、（4）鹿島神宮と中世の武家から構成されています。

1 鹿島神宮の祭礼と常陸平氏

中世の鹿島神宮には、1,100以上もの大小の神事があったと伝えられています。その中でも、1月の白馬祭と七月の大祭は重要な祭禮でした。白馬祭は、鎌倉幕府四代將軍藤原頼経が東国に下向した折、宮中よりもたらした祭事であるといわれます。本来は文字通り青馬（あおうま、おうめ）を用いました。「当社例年中行事」（鹿島神宮所蔵）には「白馬之有節会、或ハ青馬之節会トモ云、馬ハ陽之獸也、青ハ春之色也、正月七日青馬ヲ見レハ年中之邪氣ヲ除ト云」とあります。青は新春にふさわしい色であり、正月7日に青馬を見れば年中の邪気が除かれるという中国の故事に因む祭礼です。

乾元2年（1303）の「正月青馬之事 並 七月御祭大使役之事案」（史料1）によると、祭事に用いる神馬は、行方郡内小牧郷（行方市）にあった鹿島神宮の牧場から地頭によって献納されました。年末詳正月7日「幣馬幣牛之事」（鹿島文書、賜蘆文庫文書所収）にも「彼（鹿島神宮）の幣馬幣牛は、行方郡内小牧郷より、地頭_{行方本主}の沙汰として之を出す、小牧は、大明神の御牧たるにより古牧と号する事、その隠れなし、小牧郷は、毎年、幣馬幣牛の外は、他の役、無き者なり」とあります。この史料は乾元年間（1302～1303）ごろのものと考えられます。小牧郷の地頭（常陸平氏一族行方氏の流れをくむ小牧氏）が鹿島神宮との相論にあたって、幣馬・幣牛以外の年貢等の負担義務はないとする自らの主張を記したもののです。

この白馬祭とともに重要な祭礼であったのが七月大祭です。七月大祭は、中世には毎年実施され「七月御舟祭」とも呼ばれていました。この祭りは、神功皇后が朝鮮半島の三韓（新羅、百濟、高句麗）へ出兵した折、鹿島神宮の祭神である武甕槌命が皇后の船を守護したという故事に由来すると伝えられています。七月大祭は、元来、朝廷より派遣された勅使たけみかずちのみことが鹿島大使役として、祭礼の執行にあたることになっていました。しかし、中世になると、財政的な負担を軽減するため、国衙から派遣された大掾官だいじょうかんが勅使の代理として鹿島大使役を勤めることになります。大掾官は、常陸国衙では実質的な最高責任者でした。

「鹿島大使役記」によると、この役を勤仕したのは、真壁・小栗・吉田・東条・鹿島・大掾（国府）・行方の常陸平氏七氏でした。常陸平氏七氏は、他の氏族を大使役に関与させず、順番で大使役にあたりました。大掾氏以外の者が7年に一度の巡役として大使役を勤めるときは、臨時に国衙の大掾職に任命られ、大使として鹿島神宮へ赴きました。

常陸平氏にとって、鹿島大使役は一族の権威、団結を誇示する上で大きな効果をもたらしましたが、祭礼費用は多額であったと考えられ、経済的には大きな負担を背負うことになりました（「大使神役用途注文」さいしょ 税所文書）。年未詳（永享7年？）7月25日「民部丞朝幹書状」（税所文書）によると、真壁朝幹は鹿島社御修理奉行と「在陣之事」を仰せつけられており、さらに大使役を勤仕することは難儀なうえで免を蒙りたいと注進しています。

15世紀以降になると、七月大祭も滞りがちになつたためか、大使役の記録も断片的になります。「鹿島社七月祭大使職差定」（税所文書）によると、元亀3年（1572）には鹿島大使役の勤仕が鹿島郡に差定（指名）されています。また、「真壁氏幹書状」（真壁文書）には「鹿嶋御神役は前後三年、相勤め候」とあり、7年に一度の巡役体制は崩れたものの、常陸平氏一族による鹿島大使役勤仕は、戦国期まで存続していたことが確認されます。

この紹介展でも真壁氏幹の書状を展示しました（史料2）。氏幹は、鹿島神宮の神役についているので外出できること、贈答品の御礼、神宮へ初穂料等を納入することなどを伝え、追伸で、御神役を勤仕中なので花押を据えることはできないことを述べています。

[展示史料]

（史料1）乾元2年 正月青馬之事并七月御祭大使役之事案 （32.0cm × 32.5cm）楮紙

（史料2）年未詳6月29日 真壁氏幹書状 *「追啓」以下は継紙

第1紙（19.5cm × 44.7cm）、第2紙（19.5cm × 12.6cm）楮紙

2 鎌倉幕府の成立と鹿島神宮

治承4年（1180）、源頼朝は金砂城の攻防戦で佐竹氏を破り、常陸国をほぼ支配下におきました。頼朝は、大窪郷（日立市）や橘郷（行方市、小美玉市）などを同社に寄進するとともに、鹿島三郎政幹を鹿島社惣大行事職（神職）に任命し、神領の治安維持を担当させました。こうした所領寄進や神職補任によって、鹿島神宮は幕府の保護を受けることになりましたが、一方で、鹿島神宮は幕府の干渉を受け、武家による社領侵略を招くことにもなりました。これらの所領では、寄進後、地頭による非法が展開されました。頼朝は鹿島神宮の訴えを受け、地頭の乱暴停止を命じています。

頼朝が常陸国に入った直後、国府に現れた志太三郎先生義広（頼朝の叔父）は、いったんは頼朝と歩調を合わせるかに見えましたが、寿永2年（1183）反旗を翻しました。義広は、下野南部の野木宮（栃木県下都賀郡野木町）で敗れ信濃に逃走しました。この乱の結果、八田氏や下河辺氏など国外の武士た

ちが勲功として常陸国内に所領を獲得しました。常陸国南郡の惣地頭職は恩賞として下河辺政義（益戸四郎左衛門尉政義）に与えられました。南郡は国府のあった現在の石岡市のほか、行方市、小美玉市などの一部を含む領域です。南郡は、これまで常陸平氏の一族下妻広幹の所領でしたが、広幹が義広方に付いたため没収され、替わって政義が南郡全体を統括する権限を獲得したのです。その他、広幹の所領は、信太荘がハ田知家、村田下荘が小山朝政の手に渡り、広幹はかろうじて名字の地である下妻荘を保持するのみとなりました。

さて、下河辺氏は、平将門を討ち功のあった藤原秀郷の流れをくむ一族です。政義は『吾妻鏡』には「戦場に臨みては軍忠を竭し、殿中において労功を積む、よって御氣色殊に快然たり」とあり、戦場での軍忠や殿中の奉公などの功績が頼朝から高く評価されていました。政義は志筑城（かすみがうら市）を築城し、南郡支配の拠点としましたが、支配は順調ではありませんでした。南郡には国役が連続して課されたため、地頭の収入も確保できない状況でした。政義の訴えを受けた頼朝は、所当の官物・恒例の課役以外の国役を免除することにしました。

文治元（元暦2）年8月、政義は鹿島神宮大禰宜中臣親広から橘郷における非法を訴えられました。裁決が頼朝の御前で行われ、政義の乱暴を停止することを命じる親広勝訴の判決が下りました（史料3）。御前で十分な反論をしなかった政義に対して、頼朝がその理由を問い合わせたところ「鹿島社は武士を守護する神である。これを恐れおののく気持ちを持っているので反論ができなかった」（『吾妻鏡』）と答えています。東国武士が、鹿島神宮に対して畏敬の念を強く抱いていたことを示すエピソードです。

この史料紹介展では、この源頼朝下文の他に、鹿島神宮領橘郷の相論をめぐる下文として元久2年（1205）の源実朝下文（史料4）を紹介しています。国井八郎正景（政景）は不正な方法で橘郷の地頭となり、神事用途を妨げているとして鹿島神宮権禰宜中臣政親から訴えられました。国井氏は、清和源氏の流れをくみ、源頼信の五男義政が国井氏を号したこと始まるといわれます。橘郷で下河辺政義が訴えられた事件と国井氏の関わりは不明ですが、国井氏は將軍源実朝の時代に橘郷における支配権を獲得しようと試みたようです。実朝の裁決の結果、正景は地頭職を解任されましたが、国井氏は納得せず、訴訟は安貞2年（1228）まで続くことになります。

[展示史料]

- （史料3）元暦2年8月21日 源頼朝下文
（史料4）元久2年8月23日 源実朝下文

（32.5cm × 55.2cm）楮紙
（32.5cm × 52.8cm）楮紙

3 鹿島神宮領と行方の地頭たち

觀応3（正平7、1352）年9月、足利尊氏は、倉河郷地頭倉河三郎太郎、小牧郷内小牧村地頭小牧弥十郎の所領を没収し、下河辺左衛門蔵人行景に預けることを命じました（史料5）。倉河郷は、鎌倉時代に「加納十二ヶ郷」と呼ばれた所領の一つです。「加納」とは、鹿島神宮の中核的な所領であった「本納」に対する呼称です。相賀郷、高岡郷、山田郷、大崎郷、四六郷、石神郷、青沼郷、倉河郷と夏苅村、大和田村、飯田村、成井村の八郷四村の所領で、現在の行方地方に散在していました。また、小牧郷（行方市）には鹿島神宮の馬を飼育するための牧場があり、毎年、地頭が神馬を献納していました。

これらの所領は、常陸平氏一族の行方氏が諸郷・諸村の地頭として支配していました。鎌倉時代末期になると、鹿島神宮領は、手賀氏、倉河氏、小牧氏らの下地濫幼・神用物抑留などにさらされ、鹿島神宮への神祭物は未納となってしまいます。手賀氏、小牧氏はともに常陸平氏一族の行方氏の庶子で、倉

河氏は手賀氏の分家であると考えられます。鹿島神宮は、鎌倉幕府や建武新政府（雑訴決断所）へ地頭の非法停止を訴えましたが、地頭の行為は止まりませんでした。この地域では、行方氏の勢力が根強く、足利尊氏の裁決が出されても問題の解決は容易ではありませんでした。

さて、足利尊氏の命を受けて、使節として現地に赴いた武田式部大夫（高信）と宍戸備前守（朝世）は、在地勢力の激しい抵抗に直面します。文和2年（正平8年、1353）、武田高信は請文を提出し、尊氏に現地の状況を次のように報告してきました（史料6）。

倉河郷の手賀土用納札丸、小牧郷の小牧弥十郎が悪党人と相語らって多くの武士を従え抵抗しており、合戦になりそうな状況なので、下河辺氏に所領の引き渡しができない。

そこで、翌年七月、尊氏はあらためて益戸下野守国行と宍戸安芸守朝里（宍戸朝世の兄で山直系宍戸氏の惣領）を現地に派遣しました。しかし、手賀・小牧両氏は所領の引き渡しを拒否し、それぞれ城郭を構え徹底抗戦の姿勢を示したのです。

14世紀の動乱は、南北朝の対立に観応の擾乱が絡み、諸勢力の対立関係は複雑になりました。観応3年2月、足利尊氏は、鎌倉で弟直義を毒殺し、足利氏内部の抗争に終止符を打っています。尊氏が、倉河郷や小牧郷を没収したのは、直義派に対する擾乱後の戦後処理だったのかも知れません。また、擾乱の直後の閏2月には、南朝方の新田義興・義宗が上野国に蜂起しています。彼らは、足利氏の対立に乗じて直義派の上杉憲顕と結んでおり、いったんは鎌倉を占領しました。擾乱後に所領を没収された直義派の武士たちは、新田義興・義宗の挙兵を好機とみて呼応したものが多かったので、倉河氏ら地頭の行動も、こうした擾乱後の混乱に乗じたものとみることができます。

所領を引き渡されることになった下河辺氏にとっても、手賀・小牧氏らが城郭を構え抵抗を続ける状況のもとでは、年貢の徵収を行うことは現実的に不可能でした。8月、下河辺行景は再度、申状を提出し「手賀・小牧両氏の城郭を破却し所領を引き渡してほしい」と幕府に求めています。その後の経緯は不明ですが、手賀氏は康暦元年（1379）には鹿島大使役を勤仕しており勢力を維持していますので、下河辺氏の支配が簡単に確立したとは考えられません。

[展示史料]

（史料5）観応3年9月2日	足利尊氏御教書	(33.0cm × 46.9cm)	楮紙
（史料6）文和2（正平8）年3月22日	武田高信請文	(33.0cm × 43.0cm)	楮紙

4 鹿島神宮と中世の武家

中世の寺社は、武家の依頼を受けて祈禱を行いました。施主（祈禱の主催者）は祈禱を行わせるにあたって供料を負担しました。祈禱の契機となったのは、兵乱・凶徒退治・天下静謐・祈雨・天変地妖など様々です。鹿島神宮でも、江戸氏、小田氏、佐竹氏らの依頼を受けて、戦勝祈願などの軍事行動にもなう祈禱をおこないました。祈禱が結願すると、鹿島神宮から施主に対して結果報告書が届けられました。この報告書を巻数といいます。巻数には施主、目的、祈禱に誦誦した経文等とその部数、結願の日などが記されていました。

施主は巻数を受領すると、返礼を寺社に送付しました。これを巻数返事といいます。しかし、巻数返事の記載内容は巻数受領の確認と謝礼を述べるだけの簡単なものが多く、また、ほとんどが年紀を欠い

ています。したがって、祈禱の目的や年次については、日付・差出人・文書の書式・端裏書などから判断したり、他の関係文書と比較検討して考えることが必要になります。「鹿島神宮文書」には、江戸重通（史料9）、佐竹義重（史料11）、佐竹義宣（史料12）、小田氏治（史料13）らの謝意を伝える巻数返事が含まれ、鹿島神宮が常陸の武家のための祈禱を盛んに行っていたことがわかります。

このことは、中世という時代に武家がいかに実力を持っていたかということを示すものです。鹿島神宮の宗教活動も武家との安定した結びつきが無くては成り立たなかったのです。14世紀には、鹿島神宮は武家の寄進を受け、下野国、下総国など常陸国外にも所領を獲得し武家との関わりを深めました（史料7、史料8）が、一方で武家による社領押領も頻発したため訴訟に追われることになりました（史料10）。

[展示史料]

(史料7)	応安2年10月13日	室町將軍家足利義満御教書	(30.0cm × 47.7cm)	楮紙
(史料8)	永徳3年正月28日	鎌倉御所足利氏満寄進状	(30.7cm × 41.5cm)	楮紙
(史料9)	年未詳12月28日	江戸重通書状	(21.0cm × 49.7cm)	楮紙
(史料10)	応永15年10月17日	上杉憲定奉書	(30.5cm × 40.7cm)	楮紙
(史料11)	年未詳4月24日	佐竹義重書状	(33.3cm × 32.2cm)	楮紙
(史料12)	(天正18年) 6月28日	佐竹義宣書状	(31.3cm × 49.7cm)	楮紙
(史料13)	年未詳11月15日	小田氏治書状	(33.5cm × 47.0cm)	楮紙

5 「鹿島神宮文書」(巻子・全18巻索引)

広義の「鹿島神宮文書」は、鹿島神宮各神職家に伝來した神宮関係の文書の総称です。大宮司家文書（冊子）や大禰宜家文書（巻子）ほかを含みます。このうち、この史料紹介展で取り上げた史料は、全18巻に表装・成巻された鹿島神宮所蔵の文書群であり、狭義の「鹿島神宮文書」にあたります。これらは、大宮司家に伝来、所蔵された中世文書を中心とする史料群です。詳細は、以下の索引のとおりです。

- (1) 索引の「No.」は、本索引における通し番号です。
- (2) 「巻」は史料が第何巻に収められているかを、「点」は史料が各巻の何点目にあたるかを示しています。
- (3) 「年代」は、発給（作成）年が不明な史料は未詳としましたが、推定して（ ）で示したものもあります。原本の損傷により文字が判読しにくい場合は□で示しました。
- (4) 「史料名」では、発給（作成）者を推定して（?）で示したものもあります。
- (5) 「静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書」は、静嘉堂文庫が所蔵する「鹿島大宮司所蔵文書」（乾・坤2冊）を対照させたものです。同文書は、現在の「鹿島神宮文書」（全18巻）が最初に成巻されたと推測される文化・文政期ごろの形態を残していると考えられます。乾の冊は巻1軸から巻8軸、坤の冊は乾・元・享・利・貞・始から成っています。たとえば、索引の「坤・始-4」の表記は、坤の冊の「始之巻」の最初から第4点目の文書であることを示しています。なお、坤の冊の「巻之利軸」の文書（「水戸西山公御書翰」等）は「鹿島神宮文書」に含まれていません。
- (6) 網掛けは、この史料紹介展で取り上げた文書であることを示しています。

この史料紹介展は、史料部歴史資料室首席研究員宮内教男が担当しました。

「鹿島神宮文書」(巻子・全18巻索引)

No.	巻	点	年 代	西暦	史 料 名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
1	1	1	天福1. 1. 5	1233	白馬祭由来案	坤・始-1
2	1	2	天福1. 1月日	1233	白馬之祭記案	坤・始-2
3	1	3	天福1. 5月日	1233	摂政左大臣家九条教実政所下文案	坤・始-3
4	1	4	乾元2	1303	正月青馬之事并七月御祭大使役之事案	坤・始-4
5	1	5	未詳	未詳	摂政左大臣家九条教実政所下文案	
6	1	6	応永19. 12. 3	1412	物忌妙善寄進状案	坤・始-6
7	1	7	年未詳. 2. 20	未詳	小場義宗寄進状	坤・始-5
8	1	8	天正13. 10. 27	1585	大宮司中臣則興高房社造替覚	坤・始-7
9	1	9	天正18. 11. 27	1590	大宮司中臣則興覚	坤・始-8
10	1	10	天正18. 10. 21	1590	東義久書状	坤・始-9
11	1	11	年未詳. 5. 24	未詳	東義久書状	坤・始-10
12	1	12	年未詳. 6. 28	未詳	東義久書状	坤・始-11
						「右義久之書面外壱通略之」
13	1	13	天正20. 10. 7	1592	天神林義幹相博状案	坤・始-12
14	1	14	年未詳. 8. 9	未詳	佐竹義重書状	坤・始-13
15	1	15	年未詳. 4. 24	未詳	佐竹義重書状	坤・始-14
						「右之外義重書面壱通略之」
16	1	16	年未詳. 壬月16	未詳	佐竹義宣書状	坤・始-15
17	1	17	年未詳. 3. 5	未詳	小場義宗書状	坤・始-16
18	1	18	年未詳. 9. 24	未詳	足利義氏判物	坤・始-17
						「義氏君之書面略之畢」
19	1	19	年未詳. 4. 23	未詳	南義種書状	坤・始-18
20	1	20	(天正18). 6. 25	1590	南義種書状	坤・始-19
21	1	21	年未詳. 7. 26	未詳	谷田部重種書状	坤・始-20「右始之巻終」
22	2	1	年未詳. 6. 29	未詳	真壁氏幹書状封紙	
23	2	2	年未詳. 6. 15	未詳	高須信忠等伝馬手形	坤・元-1
24	2	3	年未詳. 9. 8	未詳	蘆部勝定書状	坤・元-2
25	2	4	年未詳. 5. 28	未詳	伴鷗斎長珊瑚契約状	坤・元-12
26	2	5	年未詳. 7. 25	未詳	真壁(?)道与書状	坤・元-13「右巻元之軸終」
27	2	6	年未詳. 6. 27	未詳	千本芳隆書状	坤・元-10
28	2	7	(慶長7). 4. 11	1612	有馬秀政・同彦八連署書状	坤・元-11
29	2	8	年未詳. 10. 25	未詳	山方重泰書状	坤・元-9
30	2	9	年未詳. 3. 22	未詳	赤上知勝書状	坤・元-8
31	2	10	年未詳. 7. 25	未詳	石田三成判物	坤・元-5
32	2	11	辰. 4. 10	未詳	津賀役人朱印状	坤・元-6
33	2	12	年不詳. 閏6. 17	未詳	井河定久書状	坤・元-7
34	2	13	年未詳. 6. 28	未詳	菅谷政貞書状	坤・元-3
35	2	14	年未詳. 4. 13	未詳	前摂津守孝貞書状	坤・元-4
36	3	1	年未詳. 5. 23	未詳	佐竹義重書状	乾7-1
37	3	2	(天正18). 6. 28	1590	佐竹義宣書状	乾7-2
38	3	3	年未詳. 2. 20	未詳	小場義宗書状	乾7-3
39	3	4	年不詳. 閏1. 15	未詳	真崎義伊書状	乾7-4

No.	卷	点	年 代	西暦	史 料 名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
40	3	5	年末詳. 12. 15	未詳	真崎宣伊書状	乾7-5
41	3	6	年末詳. 10. 20	未詳	山方重泰書状	乾7-6
42	3	7	年末詳. 12. 4	未詳	久賀谷通清書状	乾7-7
43	3	8	年末詳. 1. 11	未詳	信太安元書状	乾7-8
44	3	9	(天正18). 5. 27	1590	有余斎一乗書状	乾7-9
45	3	10	年末詳. 11. 23	未詳	江戸忠通書状	乾7-10
46	3	11	年末詳. 11. 7	未詳	江戸忠通書状	
47	3	12	年末詳. 12. 28	未詳	江戸重通書状	乾7-11
48	3	13	年末詳. 4. 24	未詳	江戸重通書状	
49	3	14	年末詳. 11. 22	未詳	江戸重通書状	
50	3	15	年末詳. 11. 13	未詳	江戸重通書状	乾7-12 「右之外重通二通略之」
51	3	16	年末詳. 11. 14	未詳	谷田部通種書状	乾7-13「右巻之七終」
52	4	1	年末詳. 7. 朔日	未詳	真壁氏幹書状案	
53	4	2	年末詳. 12. 3	未詳	鹿島孝幹書状	乾8-6
54	4	3	年末詳. 7. 2	未詳	高浜吉慶書状	乾8-5
55	4	4	年末詳. 6. 26	未詳	真壁(?)道俊書状	乾8-3
56	4	5	年末詳. 10. 22	未詳	真壁(?)道俊書状	乾8-4
57	4	6	年末詳. 8. 3	未詳	真壁(?)道俊書状	
58	4	7	年末詳. 6. 29	未詳	真壁氏幹書状	
59	4	8	年末詳. 12. 3	未詳	鹿島孝幹書状包紙	
60	4	9	年末詳. 6. 28	未詳	茂木治泰書状	乾8-7
61	4	10	年末詳. 12. 27	未詳	高須信忠書状	乾8-9
62	4	11	年末詳. 12. 29	未詳	高須信忠書状	乾8-10「右外二通弥介 書面略之」「右巻八軸終」
63	4	12	年末詳. 1. 14	未詳	高須信忠書状	
64	4	13	年末詳. 12. 26	未詳	谷田部重種書状	乾8-1
65	4	14	年末詳. 12. 28	未詳	館忠貞書状	乾8-2
66	4	15	年末詳. 12. 19	未詳	亮栄書状	
67	4	16	年末詳. 1. 14	未詳	鳥居元忠書状	乾8-8
68	5	1	年末詳. 9. 8	未詳	足利晴氏判物	
69	5	2	年末詳. 9. 15	未詳	足利晴氏判物	
70	5	3	年末詳. 10. 12	未詳	足利晴氏判物	
71	5	4	年末詳. 9. 8	未詳	足利梅千代王丸義氏判物	乾6-2
72	5	5	年末詳. 9. 18	未詳	足利義氏判物	乾6-3「如斯書翰三通」 「右巻六軸終」
73	5	6	年末詳. 9. 24	未詳	足利義氏判物	
74	5	7	年末詳. 10. 4	未詳	足利義氏判物	
75	5	8	年末詳. 8. 4	未詳	足利晴氏判物	乾6-1「如斯書面七通」
76	5	9	年末詳. 9. 7	未詳	足利晴氏判物	
77	5	10	年末詳. 9. 12	未詳	足利晴氏判物	
78	5	11	年末詳. 12. 26	未詳	足利晴氏判物	
79	5	12	年末詳. 8. 12	未詳	足利晴氏判物	
80	5	13	年末詳. 9. 3	未詳	足利晴氏判物	

No.	卷	点	年 代	西暦	史 料 名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
81	5	14	年末詳。9. 5	未詳	足利晴氏判物	
82	6	1	応永31. 10. 10	1424	鎌倉御所足利持氏寄進状案	乾3-1
83	6	2	応永31. 10. 10	1424	鎌倉御所足利持氏御教書案	乾3-2
84	6	3	応永31. 10. 10	1424	鎌倉御所足利持氏御教書案	
85	6	4	天文11(龍輯壬寅)。 6. 吉日	1542	上杉憲政願文	乾3-3
86	6	5	永禄4. 4月	1561	弥勒院惠堅靈夢記	乾3-4
87	6	6	永正16. 3. 14	1519	小田政治判物	乾3-5
88	6	7	文禄4. 8. 17	1561	社家供分高注文	乾3-6
89	6	8	慶長10. 8. 28	1605	里見梅靄丸忠義寄進状	乾3-7
90	6	9	慶長15. 7. 26	1610	里見忠義寄進状	乾3-8「右巻三軸終」
91	7	1	延文1. 10月日	1356	大宮司中臣則密等連署天葉若木事注進案	乾4-2の写
92	7	2	延文1. 10月日	1356	大宮司中臣則密等連署天葉若木事注進案	乾4-2
93	7	3	応永3. 8月日	1396	大宮司大中臣則重等連署申状	乾4-3
94	7	4	応永32. 3月日	1425	大宮司某目安案	乾4-4
95	7	5	永享7. 8月日	1435	大禰宜中臣憲親等連署起請文案	乾4-5
96	7	6	年末詳。8. 9	未詳	大宮司中臣則隆・大禰宜中臣憲親連署 書状案	乾4-6
97	7	7	弘安2. 11. 7	1279	坂戸神主占部忠常証文	乾4-7
98	7	8	正和1. 12. 24	1312	坂戸神主占部常忠証文案	乾4-8「右四巻軸終」
99	8	1	康永2. 1. 9	1343	鹿島神宮領田数注文案	乾4-1
100	8	2	未詳	未詳	鹿島大神宮一年中祭礼記	
101	8	3	未詳	未詳	大賀村検注取帳副日記案	乾5-1
102	8	4	応永5. 1. 20	1398	税所(?)詮治証文	乾5-2
103	8	5	至徳2. 12. 20	1385	下野国高橋郷百姓足分帳	乾5-3
104	8	6	至徳2. 12. 20	1385	下野国東田井郷百姓足分帳案	乾5-4
105	8	7	未詳	未詳	鹿島神宮所領日記	乾5-5
106	8	8	応永28. 8. 24	1421	案主三田某造営本願装束等覚	乾5-6
107	8	9	宝徳1. 11. 27	1449	大宮司中臣則広願文	乾5-7
108	8	10	天正4. 1. 7	1576	正月七日御内納物日記	乾5-8
109	8	11	天正8. 5. 20	1580	鹿島神宮神役法度	乾5-9「右巻五軸終」
110	9	1	元応2. 9. 5	1320	橘郷大嘗会米免除訴状案	乾2-1
111	9	2	(元亨4). 8. 29	1324	左衛門尉忠重奉書写	乾2-2
112	9	3	觀応3. 9. 2	1352	足利尊氏御教書	乾2-3
113	9	4	文和2. 3. 22	1353	武田高信請文	乾2-4
114	9	5	文和3. 7. 16	1354	益戸国行請文	乾2-5
115	9	6	文和3. 7. 18	1354	宍戸朝里請文	乾2-6
116	9	7	貞治4. 閏9. 14	1365	大胡秀能請文	乾2-7
117	9	8	応安2. 10. 13	1369	室町將軍家足利義満御教書	乾2-8
118	9	9	応安3. 4. 28	1370	藤氏長者二条師長宣案	乾2-9
119	9	10	応永15. 10. 17	1408	上杉憲定奉書	乾2-10
120	9	11	未詳	未詳	鹿島大宮司方打渡所々等注文	乾2-11「右二巻軸終」
121	10	1	元久2. 8. 23	1205	源実朝下文	乾1-4
122	10	2	建久2. 11月日	1191	摂政前太政大臣九条兼実政所下文案	乾1-3

No.	卷	点	年 代	西暦	史 料 名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
123	10	3	建久1. 5月日	1190	摂政前太政大臣九条兼実政所下文案	乾1-2
124	10	4	元暦2. 8. 21	1185	源頼朝下文	乾1-1
125	10	5	仁治1. 12月日	1240	摂政太政大臣家近衛兼経政所下文	乾1-5
126	10	6	正応2. 5. 6	1289	造大神宮所使右衛門尉兼定避状案	乾1-7
127	10	7	文永5. 11. 17	1268	秋田泰盛奉書	乾1-6
128	10	8	正安3. 3. 3	1301	関東下知状	乾1-8「右巻壱軸終」
129	10	9	天福1. 5月日	1233	摂政左大臣家九条教実政所下文	
130	11	1	承元2. 4月日	1208	関白前左大臣家近衛家実政所下文	坤・貞-1
131	11	2	文永3. 4月日	1266	関白前左大臣家一条実経政所下文	坤・貞-2
132	11	3	元亨1. 8. 28	1321	とらいぬ丸等連署起請文案	坤・貞-3
133	11	4	文和3. 8月日	1354	下河辺行景重申状	坤・貞-4
134	11	5	永徳3. 1. 28	1383	鎌倉御所足利氏満寄進状	坤・貞-5
135	11	6	年未詳. 8. □□日 (28カ)	未詳	足利晴氏判物	坤・貞-6「足利晴氏君書面 一通略之」
136	11	7	応永23. 11. 15	1416	前大宮司中臣則密譲状	坤・貞-7
137	11	8	応永29. 6月日	1422	大宮司中臣則隆等注進状	坤・貞-8
138	11	9	永享6. 8月日	1434	中臣憲親申状案	坤・貞-9
139	11	10	永正10. 9. 28	1513	息栖別当某書状	坤・貞-10
140	11	11	年未詳. 5. 26	未詳	大中臣氏親書状案	坤・貞-11
141	11	12	元亀3. 7. 11	1572	大宮司中臣則興覚	坤・貞-12
142	11	13	明応6. 仲呂日 (4月)	1497	鹿島社一鳥居再興勧進状	坤・貞-13
143	11	14	未詳	未詳	制札目録案	坤・貞-14
144	11	15	永正10. 10. 28	1513	大宮司中臣則恒寄進状	坤・貞-15
145	11	16	永正18. 1月日	1521	社頭毎日番次第	坤・貞-16「右貞之巻終」
146	12	1	年未詳. 12. 22	未詳	江戸重通書状	坤・享-1
147	12	2	年未詳. 9. 11	未詳	江戸重通書状	
148	12	3	年未詳. 1. 20	未詳	平清秀書状	坤・享-2
149	12	4	年未詳. 11. 14	未詳	中居秀幹書状	坤・享-3
150	12	5	年未詳. 11. 15	未詳	小田氏治書状	坤・享-4
151	12	6	年未詳. 8. 10	未詳	茂木治泰書状	坤・享-5
152	12	7	文禄2. 閏9. 21	1593	小塙義忠書状	坤・享-6
153	12	8	年未詳. 11. 13	未詳	佐竹義篤書状	坤・享-7
154	12	9	年未詳. 1. 26	未詳	久賀谷存辰通清書状	
155	12	10	文禄2. 閏9. 20	1593	真崎宣治書状	坤・享-9
156	12	11	年未詳. 11. 晦日	未詳	沙弥道悦書状	坤・享-10
157	12	12	年未詳. 閏1. 18	未詳	和田昭為書状	坤・享-11
158	12	13	年未詳. 2. 3	未詳	沙弥存辰久賀谷通清書状	坤・享-8
159	12	14	年未詳. 11. 19	未詳	久賀谷存辰通清書状	
160	12	15	年未詳. 閏9. 21	未詳	人見藤通書状	
161	12	16	年未詳. 閏1. 15	未詳	人見藤通書状	坤・享-12「右巻享軸終」
162	13	1	年未詳. 1. 10	未詳	信太安元書状	
163	13	2	年未詳. 1. 12	未詳	信太安元書状	
164	13	3	年未詳. 1. 13	未詳	信太安元書状	

No.	卷	点	年 代	西暦	史 料 名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
165	13	4	年末詳。6. 11	未詳	信太安元書状	
166	13	5	年末詳。7. 5	未詳	東満康書状案	坤・乾-2
167	13	6	慶長10. 8. 28	1605	里見梅靄丸忠義寄進状	坤・乾-3
168	13	7	慶長9. 閏7. 3	1604	里見梅靄丸忠義書状	坤・乾-4
169	13	8	慶長11. 7. 3	1606	里見梅靄丸忠義寄進地替地注文	坤・乾-5
170	13	9	年末詳。12. 5	未詳	内記長次書状	坤・乾-6
171	13	10	年末詳。6. 26	未詳	内記長次書状	坤・乾-7「右外平十郎書面略之もの也」「乾之壱終」
172	14	1	慶長7. 6. 22	1602	本多正信・大久保忠隣連署定書	
173	14	2	慶長10. 5. 15	1605	島田重次書状	
174	14	3	未詳	未詳	鳥居寸法書	
175	14	4	元和5. 1. 吉日	1619	下遷宮道具入目書	
176	14	5	元和5. 2. 16	1619	遷宮諸役人次第書	
177	14	6	元和5. 2. 吉日	1619	造営道具入目書	
178	14	7	元和5. 3. 吉日	1619	上遷宮道具入目書	
179	14	8	元和5. 3. 吉日	1619	遷宮諸役人書	
180	14	9	元和5. 6. 25	1619	鈴木守重・賀園重俊連署道具入目書	
181	14	10	元和5. 12. 2	1619	大宮司中臣則広上遷宮次第記	
182	14	11	未詳	未詳	元和遷宮次第記	
183	14	12	延宝5. 1. 16	1677	大宮司中臣則直鹿島社修理料金目録	
184	14	13	天和2. 8. 12	1682	大宮司中臣則長等鹿島社修理料金目録	
185	15	1	文永3. 5. 11	1266	諸神官補任之記	
186	16	1	弥勒2(永正4). 8. 6	1507	枝家禰宣職補任符案	
187	16	2	永正15. 11月日	1518	枝家禰宣職補任符案	
188	16	3	天文21. 7. □1日	1552	大使役職補任符	
189	16	4	永祿11. 1. 吉日	1568	検校供分職補任符案	
190	16	5	永祿13. 4. 朔日	1570	総大行事職補任符案	
191	16	6	天正4. 12. 晦日	1576	大禰宣職補任符案	
192	16	7	天正9. 4. 27	1581	行事職補任符	
193	16	8	天正14. 11. 3	1586	総大行事職補任符	
194	16	9	天正14. 11. 3	1586	総大行事職補任符案	
195	16	10	未詳	未詳	総大行事職補任符案	
196	16	11	天正18. 1. 吉日	1590	長永寺職補任符	
197	16	12	文祿4. 11. 2	1595	院主職補任府	
198	16	13	慶長4. 12. 5	1599	総追捕使職補任符案	
199	16	14	慶長9. 7. 25	1604	家子職補任符案	
200	16	15	慶長9. 7. 25	1604	行事職補任符案	
201	16	16	寛永12. 12月日	1635	総追捕使職補任符案	
202	16	17	万治1. 閏12. 26	1658	鹿島大神宮当禰宣職補任符案	
203	16	18	万治2. 5. 3	1659	鹿島大神宮当禰宣職補任符案	
204	16	19	寛文5. 11. 28	1665	鹿島大神宮物忌職補任符案	
205	16	20	寛文8. 12. 28	1668	鹿島大神宮神樂太夫職補任符案	
206	16	21	寛永10. 9. 27	1626	鹿島大神宮惣大行事職補任状案	

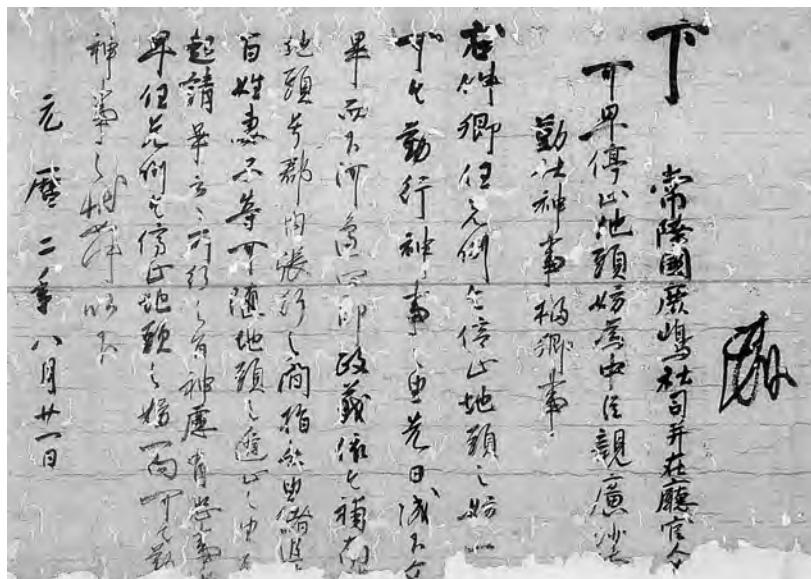
No.	卷	点	年 代	西暦	史 料 名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
207	16	22	寛文3. 9. 20	1663	鹿島大神宮物忌職補任符添状案	
208	16	23	未詳	未詳	鹿島大神宮補任符案	
209	17	1	応安3. 11. 8	1396	沼尾宮御祭見參勘文	
210	17	2	応安3. 11. 9	1396	海辺・御炊両社御祭見參勘文	
211	17	3	応安3. 11. 10	1396	案主宮御祭見參勘文案	
212	17	4	嘉吉3. 1. 吉日	1443	社番神官次第	
213	17	5	慶安1. 11. 27	1648	大宮司中臣則広社番神官次第	
214	17	6	元和6. 6月日	1620	大宮司中臣則廣神前法度書	
215	17	7	慶長9	1604	奉拝殿御鑑図	
216	17	8	慶長9	1604	奥社御鑑図	
217	17	9	未詳	未詳	牛頭天王其他御鑑図	
218	17	10	未詳	未詳	高房社八龍神御鑑図	
219	17	11	未詳	未詳	御鑑図	
220	17	12	未詳	未詳	息栖神社御鑑図	
221	17	13	安永2. 11. 朔日	1773	荒原政明太刀寄進状	
222	17	14	安政6. 11月日	1859	上禰宜小懸杖連署中神家督相続願書	
223	17	15	(明治2). 12月日	1869	大宮司中臣則孝旧物忌屋敷内立木壳払願書	
224	17	16	明治4. 5月日	1871	境内掃除場絵図	
225	17	17	(明治4. 5月日)	1871	境内掃除場絵図	
226	18	1	(安政1. 2月日)	1854	攘夷御祈御教書	
227	18	2	安政1. 2月日	1854	攘夷御祈御教書	
228	18	3	安政2. 1月日	1855	攘夷御祈御教書	
229	18	4	安政3. 1月日	1856	攘夷御祈御教書	
230	18	5	安政5. 4月日	1858	攘夷御祈御教書	
231	18	6	安政6. 2月日	1859	攘夷御祈御教書	
232	18	7	未詳	未詳	攘夷御祈御教書	
233	18	8	年未詳. 4. 21	未詳	攘夷御祈御教書	
234	18	9	未詳	未詳	攘夷御祈御教書	
235	18	10	年未詳. 1. 15	未詳	閔白鷹司輔熙御教書	
236	18	11	年未詳. 11. 8	未詳	閔白鷹司輔熙御教書	
237	18	12	文久2. 10月日	1862	鷹司輔熙御教書案	
238	18	13	(文久3カ). 5. 4	1863	閔白鷹司輔熙御教書	
239	18	14	年未詳. 1月日	未詳	鷹司輔熙御教書	
240	18	15	年未詳. 1月日	未詳	鷹司輔熙御教書	
241	18	16	年未詳. 12月日	未詳	鷹司輔熙御教書	
242	18	17	慶應3. 12月日	1867	王政復古御達書	
243	18	18	明治1. 1月日	1868	大和国鎮台御達書	
244	18	19	明治1	1868	征東御達書	
245	18	20	明治1. 2. 3	1868	御親征御達書	
246	18	21	明治1	1868	三職分課御達書	
247	18	22	明治1	1868	神社執奏廃止御達書	
248	18	23	(明治1カ). 6. 25	1868	牧式部少輔等連署奉書	
249	18	24	明治4. 5月日	1871	太政官達書	
250	18	25	明治4. 6月	1871	神祇官達書	

中世文書を読む 一源頼朝下文一

この文書は、「鹿島神宮文書」所収の「元暦2年8月21日源頼朝下文」(史料3)です。文書の書き出しが「下す」ではじまるので下文といいます。この下文は、源頼朝が常陸国鹿島社司并在庁官人等に宛てて発給されています。在庁官人は、常陸国の国衙の役人で国の行政実務を取りしきっていました。充所(文書の受取者)は直接に利益を得る個人ではなく、命じる事項を在地の関係者に告知するという形式をとっています。

下文には必ず発給者の署判が加えられます。この下文には頼朝の署名はありませんが、文書の袖(文書1行目の右側部分)に頼朝の花押(サイン)がみえます。頼朝の花押は、「頼」の偏「束」と「朝」の旁「月」を左右に合せて作った字「朝」をくずしてデザイン化しています。

袖に花押を据える(袖判)形式は最も尊大な書式です。「元久2年8月23日源実朝下文」(史料4)では、実朝の署判は、文書の奥(日付の次の行)の上部、すなわち奥上に加えられています。署判の位置は、袖判→奥上→奥下→日下(日付けの下)と順を追って厚札の形式となります。



下す

(源頼朝)
(花押)

常陸國鹿島社司并びに在庁官人等

早く地頭の妨を停止し、中臣親広の沙汰として、

神事を勤仕すべき橘郷の事

右件の郷、先例に任せて地頭の妨を停止せしめ、一向

神事を勤行せしむべきの由、先日、下文を成し

畢んぬ、而るに下河辺四郎政義 南郡の地頭に補せしむるにより

郡内に張行を是するの間、指したる由緒無く、

百姓妻子等を追い籠め、地頭の進止に隨うべきの由、

起請を取り畢んぬと云々、所行の旨神慮の恐れ有る事也、

早く先例に任せて、地頭の妨を停止し、一向神事を勤行せしむ

べきの状件の如し、以て下す

元暦二年八月廿一日

歴史館まつり・歴史館シンポジウム『中世東国における内海世界』

8月19日に、歴史館まつりの第1日目行事として、シンポジウム『中世東国における内海世界 - 霞ヶ浦周辺の新しい歴史像を描く -』を実施し、約200名の茨城県内外の参加者を得て、盛況のうちに終了することができました。

本シンポジウムを企画した理由は、副題 - 霞ヶ浦周辺の新しい歴史像を描く - にありますように、本県の南部に広大な面積を持つ霞ヶ浦やその周辺について、中世という時代にはどのような特徴があったのか、とくに現在とは異なって「内海」であり、流通・交通の要地であった霞ヶ浦という視点から、新たな歴史像を描いてみたい、ということでした。これは、現在の霞ヶ浦の抱えている様々な問題、たとえば水質汚濁や、一昨年の鯉ヘルペスの流行などにみる環境悪化に対し、歴史的に霞ヶ浦問題を検討し、その再生の一助にしたいという、歴史学からの提言も意図していました。

基調講演他、4本の報告は次の通りです。

基調講演「内海論からみた中世の東国」(高知大学教授市村高男氏)

報告 「古河公方領国における流通 - 馬・船・商人」(当館首席研究員内山俊身)

報告 「中世霞ヶ浦をめぐる宗教世界 律宗の布教活動を中心に -」(福岡大学助教授桃崎祐輔氏)

報告 「常陸・下総の武士勢力と交流 - 金砂合戦の評価をめぐって -」(茨城大学教授高橋 修氏)

報告 「発掘された中世城館からみた常陸」(国立歴史民俗博物館教授小野正敏氏)

市村基調講演では、中世において非農業生産の比重の高かった東京湾・霞ヶ浦周辺の特質が指摘され、近世初頭の利根川東遷事業での交通体系の変化に伴い霞ヶ浦地域の豊かな発展基盤が失われた事情、さらに以上をふまえ、霞ヶ浦の再生への歴史学からの提言がなされました。

内山報告では、東京湾と霞ヶ浦の水運をつなぐ位置にあった戦国時代の古河公方領国の特質が、そこで活動した商人・交通業者の存在から指摘され、中世霞ヶ浦の位置が東国全体の中で位置づけられました。

桃崎報告では、寺院史・仏像・考古資料から、忍性による鎌倉時代後半の旧佛教律宗の東国への布教が、首都鎌倉に先立って、つくば市小田の三村山極楽寺や霞ヶ浦周辺でなされていた事実が指摘され、中世霞ヶ浦のもっていた先進性が高く評価されました。

高橋報告では、平安時代末期に佐竹氏が霞ヶ浦に進出していた理由が、奥州藤原氏の京都への貢納ルートや、そこを基盤とする上総氏・千葉氏との競合から説明され、源頼朝が佐竹氏を討った金砂合戦が、その後の奥州合戦の前哨戦で、特異な合戦であると、霞ヶ浦世界を視野に入れて評価されました。

小野報告では、中世考古学の成果から、東国武家の館空間の在地指向と都指向の2モデルが示され、霞ヶ浦に近いつくば市の小田城や小泉館の発掘成果から、この地域が強い都

指向をもっており、東国の他の地域にはないその特異性が指摘されました。

その後、参加者からの質問をもとに、テーマを統合するパネルディスカッションが行われ、講演・報告内容の深化とその関連性の討議が行われました。

このシンポジウムの内容は、平成19年8月に、茨城県立歴史館編集で『東国の内海世界 - 中世の霞ヶ浦・利根川・筑波山 -』(高志書店)として刊行される予定です。

(会場風景写真)

